平成２７年（フ）第１０６７４号
埼玉県越谷市北越谷１丁目21―31　ノエルシャトーⅡ202
破産者　山崎　俊介
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６７７号
東京都杉並区和田３丁目41―11―102
破産者　木村　洋子（旧姓家光）
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６７８号
東京都町田市木曽東４丁目７―926
破産者　勝見　　務
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７０６号
東京都世田谷区駒沢２丁目４―７―301
破産者　岩崎　祥大
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７２６号
東京都練馬区大泉町４丁目30―24―201
破産者　反田　一彦
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９５号
東京都世田谷区船橋７丁目19―12―405
破産者　芳澤美佐子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８００号
東京都世田谷区船橋３丁目14―16　輝ハウスＢ棟206
破産者　大場　秋彦
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０７号
東京都羽村市栄町２丁目９―32―102
破産者　本多　昭仁
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８５８号
東京都板橋区蓮沼町53―10―502
破産者　佐野　峰瑠
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８６６号
埼玉県蕨市塚越５丁目４―15
破産者　浅野　博司
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３１号
東京都中央区新富２丁目10―２―404
破産者　木南　治子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３５号
東京都荒川区西日暮里２丁目39―７―305
破産者　萩原　弘道
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３６号
東京都荒川区西日暮里２丁目39―７―305
破産者　萩原樹美子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３８号
東京都中野区野方６丁目４―１―203
破産者　高橋かつ子
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０１０号
東京都江戸川区東小岩４丁目18―11―201
破産者　田中　千鶴（旧姓塩田）
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２８０号
東京都大田区羽田３丁目11―12　米田荘３号室
破産者　山口　文昭
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０６４号
埼玉県志木市上宗岡１丁目16―14
破産者　神田　鉄也
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１１５号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目14―３―201
破産者　小島　秀勝
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０９号
東京都文京区湯島３丁目18番10―604号
破産者　ジィーティー・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３４号
東京都八王子市大谷町474―１―202、開始決定時の住所東京都日野市大坂上３丁目12―８―105
破産者　佐藤　茂昭
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部